

総合評価書

1. 政策評価の対象とした政策（法 10 条 1 項 1 号） 障害者施策の総合的推進					
2. 担当部局（法 10 条 1 項第 2 号） 政策統括官（共生社会政策担当）			3. 作成責任者 参事官（障害者施策担当） 寺本 琢哉		
4. 政策評価時期（法 10 条第 1 項第 2 号） 平成 30 年 8 月			5. 評価対象期間 平成 25 年度から 29 年度		
6. 政策の概要 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき策定された障害者基本計画（第 3 次）（平成 25 年 9 月 27 日閣議決定。以下「基本計画」という。）に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
7. 達成すべき目標 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。 （参考）基本計画 [II 基本的な考え方 1. 基本理念]					
8. 関連予算額・執行額の推移（単位 百万円）					
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
予算額	1,602,386 (93)	1,623,077 (99)	1,723,301 (97)	1,813,932 (98)	1,925,549 (104)
執行額	1,526,541 (72)	1,526,852 (83)	1,631,465 (90)	1,725,949 (69)	—
※ 括弧内は内閣府予算額。					
9. 評価の観点（法第 10 条 1 項第 3 項） 基本計画に掲げる各種施策に関し、総体としてどの程度効果を上げているか等の総合的な観点から評価を行う。評価に当たっては、基本計画の別表に掲げる関連成果目標の達成状況も参考とする。					
10. 政策効果の把握の手法及びその結果（法第 10 条 1 項 4 号） 基本計画の実施状況については、障害当事者、学識経験者等により構成される障害者政策委員会において監視を行うこととしている。 基本計画の計画期間は平成 25 年度から 29 年度であり、最終年度（29 年度）を含む計画期間全体を通じた基本計画の実施状況については、今後（本年秋頃を予定）、計画期間の満了時点における成果目標の達成状況等の把握を行った上で、障害者政策委員会において最終的な監視を行う予定である。このため、現時点で計画期間全体を対象とした最終的な評価を行うことは困難であるが、現時点における評価結果は次項に掲げるとおりである。					
11. 政策評価の結果（法第 10 条第 1 項第 7 号） 前項に記載のとおり、今後、計画期間の満了時点における成果目標の達成状況等の把握を行った上で、障害者政策委員会で基本計画の実施状況の最終的な監視を行うことを予定して					

いるが、これまでに把握している施策の実施状況は次のとおりであり、政策としては一定程度進展が見られた。

【施策の実施状況】

1. 生活支援

障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、また、身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを旨として、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援を行った。

[施策例]

- 総合的な相談支援を提供する体制の整備
- 在宅サービスの量的・質的充実
- 乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築
- 障害福祉サービス等の提供者に対し必要な指導を行う者の養成
- 福祉専門職等の養成、確保
- 良質で安価な福祉用具の研究開発の推進 等

2. 保健・医療

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図った。特に、入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備に取り組んだ。あわせて、難病に関する施策を推進した。

[施策例]

- 地域医療体制等の充実
- 精神障害者が地域で生活できる社会資源の整備
- 革新的な医薬品・医療機器の開発の促進
- 専門的な技術及び知識を有する医学的リハビリテーションの人材の確保
- 難病患者の実態把握、病因・病態の解明、画期的な診断・治療法の開発の推進
- 療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保 等

3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等

障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生

社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築した。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進した。

[施策例]

- 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実
- 特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上
- 各大学等における支援体制の整備を促進
- 障害者が地域において文化芸術活動・スポーツに親しむことができる施設・設備の整備
- パラリンピック等の競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化 等

4. 雇用・就業、経済的自立の支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である者には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進した。あわせて、年金等の支給、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援した。

[施策例]

- 障害者雇用率制度を中心とした障害者雇用の促進
- 雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援
- 障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）の推進
- 福祉的就労の底上げ
- 年金・諸手当の支給や各種税制上の優遇措置を運用した経済的自立の支援 等

5. 生活環境

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進した。

[施策例]

- 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進
- 公共交通機関、公共的施設等のバリアフリー化
- 日常生活製品等のユニバーサルデザイン化
- 歩行経路の段差や幅員等の状況を含む歩行空間ネットワークデータの整備の促進 等

6. 情報アクセシビリティ

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進した。

[施策例]

- 障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供の促進
- 字幕放送、解説放送、手話放送等の普及
- 手話通訳者等の人材の育成・確保等を通じたコミュニケーション支援の充実
- 公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組の促進 等

7. 安全・安心

障害者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図るとともに、東日本大震災の被災地における障害者に配慮した復興施策を推進した。

[施策例]

- 障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備の促進
- 被災地における安定的な障害福祉サービスの提供
- ファックスやEメール等による緊急通報の利用の促進
- 障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備 等

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年に制定された「障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として制定された障害者差別解消法（障害者に対する「不当な差別的取扱い」の禁止や「合理的配慮」の提供等を規定しており、平成25年に成立し、平成28年から施行されている。）等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組んだ。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取組を進めた。

[施策例]

- 障害者差別解消法の円滑な施行
- 相談・紛争解決等を実施する体制の充実
- 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援 等

9. 行政サービス等における配慮

障害者が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の

促進に努めるとともに、障害者とその権利を円滑に行使することができるように、障害者に対して、選挙等における配慮、司法手続等における配慮を行った。

[施策例]

- 行政機関の窓口等における障害者への配慮の徹底
- 政見放送への手話通訳・字幕の付与
- 刑事事件手続の運用における障害者の意思疎通等に関する適切な配慮
- 各種の国家資格試験等における必要な配慮 等

10. 国際協力

障害者施策を国際的な協調の下に推進するため、障害分野における国際的な取組への積極的な参加、国際協力の推進、障害者団体等による国際交流の推進等を進めた。また、障害者権利条約について、その早期締結に向け、必要な手続を進めた。

[施策例]

- 国際的な非政府機関における障害者のための取組への積極的な参加
- 開発途上国で障害分野の活動に携わる組織・人材の能力向上
- 国際機関や外国政府等の障害者施策に関わる情報の収集・提供
- 文化芸術活動、スポーツ等の分野における障害者の国際的な交流の支援 等

【基本計画における関連成果目標】

1. 生活支援

事 項	当初値 (計画策定時)	中間値 (平成 28 年度調べ)	目標値
福祉施設入所者の地域生活への移行者数	2.9 万人 (平成 17～23 年度)	0.4 万人	1.6 万人 (平成 25 年度末～29 年度)
福祉施設入所者数	14.6 万人 (平成 17 年度)	11.8 万人	11.5 万人 (平成 29 年度)
障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会を設置している市町村数	1,629 市町村 (平成 24 年度)	(自立支援)協議会の設置 (1,669 市町村)	全市町村 (平成 29 年度)
訪問系サービスの利用時間数	494 万時間 (平成 24 年度)	575 万時間	720 万時間 (平成 29 年度)
日中活動系サービスのサービス提供量	893 万人日分 (平成 24 年度)	1,110 万人日分	1,226 万人日分 (平成 29 年度)

療養介護事業の利用者数	1.9 万人分 (平成 24 年度)	2 万人分	2.1 万人分 (平成 29 年度)
短期入所事業のサービス提供量	26 万人日分 (平成 24 年度)	31 万人日分	38 万人日分 (平成 29 年度)
相談支援事業の利用者数	計画相談支援 2.6 万人 (平成 24 年度)	13.6 万人	24.0 万人 (平成 29 年度)
	地域移行支援 0.05 万人 (平成 24 年度)	0.05 万人	0.4 万人 (平成 29 年度)
	地域定着支援 0.1 万人 (平成 24 年度)	0.2 万人	0.7 万人 (平成 29 年度)

2. 保健・医療

事 項	当初値 (計画策定時)	中間値 (平成 28 年度調べ)	目標値
統合失調症の入院患者数	18.5 万人 (平成 20 年度)	16.4 万人 (平成 26 年度)	15 万人 (平成 26 年度)
メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合	43.6% (平成 23 年)	59.7% (平成 27 年労働安全衛生調査(実態調査))	100% (平成 32 年)
入院中の精神障害者のうち、1 年未満入院者の平均退院率	71.2% (平成 20 年度)	72.0% (平成 25 年度)	76% (平成 26 年度)
入院中の精神障害者のうち、高齢長期退院者数	各都道府県において算出	各都道府県において算出	各都道府県において算出した値を元に設定
障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	66.9% (平成 23 年度)	同左	90% (平成 34 年度)

3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等

事 項	当初値 (計画策定時)	中間値 (平成 28 年度調べ)	目標値
-----	----------------	---------------------	-----

特別支援教育に関する個別の教育支援計画作成率	76.2% (平成 24 年度)	81.9%	80%以上 (平成 29 年度)
特別支援教育に関する教員研修の受講率	72.1% (平成 24 年度)	75.9%	80%以上 (平成 29 年度)
特別支援教育に関する校内委員会の設置率	85.6% (平成 24 年度)	86.8%	90%以上 (平成 29 年度)
特別支援教育コーディネーターの指名率	86.8% (平成 24 年度)	87.1%	90%以上 (平成 29 年度)

4. 雇用・就業等

事 項	当初値 (計画策定時)	中間値 (平成 28 年度調べ)	目標値
公共職業安定所における就職件数（障害者）	27 万件 (平成 20～24 年度の累計)	9.0 万件	37 万件 (平成 25～29 年度の累計)
障害者職業能力開発校の修了者における就職率	60.0% (平成 22 年度)	70.7%	65.0% (平成 29 年度)
障害者の委託訓練修了者における就職率	43.8% (平成 22 年度)	47.9%（平成 29 年度までに段階的に目標を引き上げる。平成 27 年度目標は 51%）	55.0% (平成 29 年度)
一般就労への年間移行者数	5,675 人 (平成 23 年度)	1.4 万人 (平成 27 年度)	1.6 万人 (平成 29 年度)
就労継続支援 B 型等の平均工賃月額	13,586 円 (平成 23 年度)	15,033 円 (平成 27 年度)	16,062 円 (平成 29 年度)
就労移行支援の利用者数	45.6 万人日分 (平成 24 年度)	54.2 万人日分	77.7 万人日分 (平成 29 年度)
就労継続支援 A 型の利用者数	53.2 万人日分 (平成 24 年度)	115.6 万人日分	123.2 万人日分 (平成 29 年度)
50 人以上規模の企業で雇用される障害者数	38.2 万人（従業員 56 人以上企業） (平成 24 年)	45.3 万人 (平成 27 年 6 月 1 日)	46.6 万人 (平成 29 年)
公的機関の障害者雇用率	国の機関：2.31% 都道府県の機関： 2.43%	国の機関： 40 機関全てで達成 都道府県の機関：	全ての公的機関で 雇用率達成 (平成 29 年度)

	市町村の機関：2.25% 都道府県等の教育委員会：1.88% (平成24年)	156機関中146機関で達成 市町村の機関： 2,344機関中2,028機関が達成 都道府県の教育委員会等： 119機関中88機関が達成 (平成27年6月1日)	
50人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数	1.7万人(従業員56人以上企業) (平成24年)	2.8万人 (平成27年6月1日)	3.0万人 (平成29年)
地域障害者職業センター	支援対象者数： 14.8万人 (平成20～24年度の累計)	9.5万人 (平成25～27年度の累計)	14.7万人 (平成25～29年度の累計)
障害者就業・生活支援センター	利用者の就職件数： 1.5万件 (平成24年度)	1.9万人	2.0万件 (平成29年度)
	定着率：71.8% (平成24年度)	76.5%	75% (平成29年度)
ジョブコーチ養成数・支援	ジョブコーチ養成数： 5,300人 (平成24年度)	7,696人	9,000人 (平成29年度)
	ジョブコーチ支援支援終了後の定着率： 86.7% (平成24年度)	87.6%	80%以上 (平成29年度)
精神障害者総合雇用支援	(支援終了後の復職・雇用継続率 83.3% (平成24年度))	86.1%	75%以上 (平成29年度)

5. 生活環境

事項	当初値 (計画策定時)	中間値 (平成28年度調べ)	目標値
----	----------------	-------------------	-----

グループホーム・ケアホームの月間の利用者数	8.2万人 (平成24年度)	102,288人 (平成28年3月)	12.2万人 (平成29年度)
一定の旅客施設のバリアフリー化率 ⁱ	①81% (平成23年度末)	86.1%	約100% (平成32年度末)
	②93% (平成23年度末)	93.6%	約100% (平成32年度末)
	③78% (平成23年度末)	83.0%	約100% (平成32年度末)
特定道路におけるバリアフリー化率 ⁱⁱ	77% (平成23年度末)	86%	約100% (平成32年度末)
都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率 ⁱⁱⁱ	園路及び広場：48% (平成23年度末)	49%	約60% (平成32年度末)
	駐車場：44% (平成23年度末)	46%	約60% (平成32年度末)
	便所：33% (平成23年度末)	35%	約45% (平成32年度末)
特定路外駐車場のバリアフリー化率 ^{iv}	47% (平成23年度末)	57.8%	約70% (平成32年度末)
不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率 ^v	50% (平成23年度末)	56%	約60% (平成32年度末)
不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	18% (平成23年度末)	11%	約30% (平成32年度末)
車両等のバリアフリー化率 ^{vi}	①53% (平成23年度)	65.2%	約70% (平成32年度末)
	②38% (平成23年度)	50.1%	約70% (平成32年度末)
	③3% (平成23年度)	5.9%	約25% (平成32年度末)
	④13,099台 (平成23年度)	15,026台	約28,000台 (平成32年度末)
	⑤21% (平成23年度)	36.6%	約50% (平成32年度末)

	(平成 23 年度)		(平成 32 年度末)
	⑥86%	96.3%	約 90%
	(平成 23 年度)		(平成 32 年度末)
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関までの車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	16% (平成 20 年度)	— (5 年ごとに調査)	28% (平成 32 年度)
高齢者（65 歳以上の者）が居住する住宅のバリアフリー化率（一定のバリアフリー化率）	37% (平成 20 年度)	— (5 年ごとに調査)	75% (平成 32 年度)
高齢者（65 歳以上の者）が居住する住宅のバリアフリー化率（高度のバリアフリー化率）	9.5% (平成 20 年度)	— (5 年ごとに調査)	25% (平成 32 年度)

- i 1 日当たりの平均的な利用客数が 3,000 人以上である全ての旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、①段差解消、②視覚障害者誘導用ブロックの整備、③障害者対応型便所の設置がバリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合。
- ii バリアフリー法に規定する特定道路*のうち、道路移動等円滑化基準を満たす道路の割合。
*特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの。
- iii 特定公園施設（バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設がバリアフリー法に基づく都市公園移動等円滑化基準に適合した都市公園の割合。
- iv 特定路外駐車場（駐車のために供する部分が 500 ㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場）のうち、バリアフリー法に基づく路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の割合。
- v 床面積 2,000 ㎡以上の特別特定建築物（病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）の総ストック数のうち、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するものの割合。
- vi 車両等のうち、バリアフリー化が公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合等。①：鉄軌道車両のバリアフリー化率、②：バス車両（基準の適用除外の認定を受けた車両を除く）のうち、ノンステップバスの導入率、③：適用除外認定を受けたバス車両のうち、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、④：タクシー車両のうち、福祉タクシーの導入台数、⑤：旅客船のバリアフリー化率、⑥：航空機のバリアフリー化率。

6. 情報アクセシビリティ

事項	当初値 (計画策定時)	中間値 (平成 28 年度調べ)	目標値
----	----------------	---------------------	-----

聴覚障害者情報提供施設	36 都道府県 (平成 24 年度)	43 都道府県	全都道府県 (平成 29 年度)
対象の放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	NHK総合 83.5% (平成 24 年度)	93.8%	100% (平成 29 年度)
	在京キー 5 局平均 93.3% (平成 24 年度)	99.0%	100% (平成 29 年度)
対象の放送番組の放送時間に占める解説放送時間の割合	NHK総合 9.4% (平成 24 年度)	11.8%	10% (平成 29 年度)
	在京キー 5 局平均 4.3% (平成 24 年度)	8.4%	
	NHK教育 12.4% (平成 24 年度)	17.0%	15% (平成 29 年度)

注：「7. 安全・安心」、「8. 差別の解消及び権利擁護の推進」、「9. 行政サービス等における配慮」及び「10. 国際協力」の各分野については、成果目標は設定されていない。

12. 学識経験を有する者の知見の活用（法第 10 条第 1 項第 5 号）

障害当事者、学識経験者等により構成される障害者政策委員会において、基本計画の実施状況の監視を行うこととしている。

13. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報（法第 10 条第 1 項第 6 号）

- ・ 障害者基本計画（第 3 次計画 平成 25 年度～平成 29 年度）
- ・ 障害者基本計画（第 3 次）の実施状況【平成 26 年度・平成 27 年度】

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/status_h26-27/jisshi-joukyou.pdf

（注）「法」とは行政機関が行う政策評価に関する法律（平成 13 年法律第 68 号）をいう。